

富山県における米騒動と新聞報道

長谷朋香

はじめに

米騒動は大正七（一九一八）年八月、富山県の騒動を契機に瞬く間に全国に拡大した。そして、米騒動が富山県から全国に伝播する過程で新聞というメディアが大きな役割を果たした。また、富山県をはじめとする米騒動では、民衆が自発的に行動し、社会・政治上における民衆の存在が明らかになる契機となった。それを先導した一つに当時の新聞報道が挙げられるだろう。そこで本稿では、米騒動の際に各新聞が民衆にどのような情報を報じたかを、新聞の特色や背景を踏まえつつ検討する。

米騒動を民衆と新聞報道から考察している先行研究には以

下のものが挙げられる。

まず、井上清・渡辺徹は、富山県をはじめとする全国の米騒動の概要をまとめ、富山県内の米騒動記事が記載された全国の新報紙を記している。^①

また、北日本新聞百年史編さん委員会による研究では、米騒動における富山県内新聞各紙の状況・報道姿勢について、各新聞社と政党の関係性を指摘した。^②

一方、藤野裕子は、東京における米騒動を考察し、富山県における米騒動との違いを明らかにした。大都市東京の米騒動では、米価問題では説明できない要因として男性が日常的に抱いていた疎外感と承認願望が噴出していたとしている。^③

さらに、金沢敏子・向井嘉之・阿部不二子・瀬谷實による研究では、富山県を中心とした明治・大正期の米騒動におけ

る民衆とジャーナリズムの関係性を分析しており、新聞記事から米騒動と民衆に関する考察をしている。⁴⁾

先行研究上の問題点として、当時における新聞社の特色（政党色・地域色）や各紙の具体的な記事内容が詳しく検討されていない。また、富山県内における米騒動の報道において、『高岡新報』とその主筆井上江花が積極的だったとしているが、はたして『高岡新報』以外の新聞が米騒動と民衆に対して冷淡だったと言い切れるのであろうか。

こうした問題点を踏まえて、本稿では、富山県の米騒動が新聞報道によってどのように県内に伝播したのかを明らかにする。そのために、富山県内の新聞四紙（『高岡新報』、『富山日報』、『北陸タイムス』、『北陸政報』）を取り上げ、その特色や背景を明らかにする。特に、米騒動の報道に積極的とされた『高岡新報』とその主筆井上江花について注目し、その報道姿勢を検討する。

また、各新聞が紙面でどのように米騒動記事を扱ったか、民衆に向けてどのように米騒動を報じたかを各新聞の背景を踏まえつつキーワードから分析する。その上で富山県における米騒動と新聞報道の関係性について再評価したい。

第一章 富山県における米騒動の展開

富山県における米騒動は、魚津^{うおづ}・滑川^{なりのかわ}・水橋^{みずはし}などの沿岸地域から富山市を中心とする県の中心部へと波及した。魚津・滑川・水橋は米騒動が激しかった地域であったが、高岡市をはじめとする県西部地域では、米騒動の目立った動きは見られない。

米騒動の原因は米価暴騰による生活難であった。それに加えて沿岸地域では漁業で生計を立てていたため不漁が重なり生活難に陥ったとされる。

また、騒動に参加した沿岸地域住民の証言によると、騒動を実行した他地域の住民がたきつけたこともきっかけになったようであり、次のような証言記事も掲載されている。⁵⁾

一昨日水橋町の一漁民が特殊部落に至り、「此際温順しくして居るは馬鹿だ水橋の如き一揆を起した御陰で安い米が食ひる様になつた」と焚き付けた、さなきだに不安に動揺してる彼等は、騒ぎ廻つた為に安い米を食ひるなら、自分達も騒ごう、とさてこそ隊を組むに至つたのだ

相な

また、井上清・渡辺徹によると、富山県では他府県でみられた打ちこわしなどの実力行使はあまりみられない。地域の有力者に米の廉売や救済策を嘆願する運動であったとされる。八月上旬の魚津・滑川の米騒動では激しい動きもあったが、それ以降の米騒動では救済要求や廉売要求へと変化している。米騒動と新聞報道の関係を年代順にまとめると以下の通りである。

『北陸政報』七月二十三日号に米騒動の第一報として魚津の米騒動記事が、翌日の『富山日報』・『北陸タイムス』七月二十四日号にも魚津の米騒動記事が掲載された。七月における米騒動記事は、『北陸政報』・『富山日報』・『北陸タイムス』の三紙が報じており、なかでも『富山日報』・『北陸タイムス』が率先して報道している。

この間、『高岡新報』には米騒動の関連記事を見いだせない。『高岡新報』がはじめて米騒動の記事を掲載するのは、『高岡新報』八月二日号である。その後、八月上旬に滑川の米騒動（八月六日）をはじめとして富山県内で米騒動が多発し、各紙で米騒動記事が掲載された。『高岡新報』は八月四

日号から米騒動記事を大々的に掲載し、以後、率先して報道している。

そして、全国では八月十日から十七日にかけての一週間余りの間に米騒動が多発したが、この期間に、富山県内での米騒動発生件数は少ない。その理由としては、救済策が関係していると考えるが、これについては後述する。

第二章 県内新聞四紙の特色と政治的背景

大正七年当時の県内では、『高岡新報』、『富山日報』、『北陸タイムス』、『北陸政報』の四つの新聞紙が存在していた。これらは明治時代から、改題・変遷しながら存続している。

『高岡新報』は夕刊紙であり、『富山日報』・『北陸タイムス』・『北陸政報』の三紙は朝刊紙である。新聞社の所在地は、『高岡新報』は高岡市であるが、その他の三社は富山市総曲輪であった。政党色としては、『高岡新報』が中立紙とされるが、当時の社長木津太郎が自由党系であったこともあってか政友会色も見られたとされる。⁷⁾『富山日報』は、立憲改進黨憲政会系の機関紙であり、『北陸タイムス』は中立紙であつ

た。しかし、『北陸タイムス』は創刊当初から「政党とは無関係の一紙」と言い続けていたものの、当時の社長田中清文が自由党系であったため、論調は自由党系にまわることも多かった。『北陸政報』は、自由党系 政友会の機関紙としての性格を有していた。一方、『高岡新報』の前身は明治時代初期の『高岡商況』、『高岡商況日報』という、高岡米商会所で取引される米相場を中心に掲載した新聞である。『高岡新報』は米相場を扱った経済紙であり、中立紙として歩んでいったとされる。

次に、地域色は、『高岡新報』は高岡・砺波など県西部地域での購読数が多く、『富山日報』・『北陸政報』は富山市での購読数が圧倒的に多い。『北陸タイムス』は、四紙の中で一番県内全体に普及している。なかでも中新川郡なかにいかわ しもにいかわ、下新川郡などの県東部地域での購読数が多い。

米騒動時（大正七年八月）の社長・主筆についてまとめる
と以下の通りである。

『高岡新報』の社長は、木津太郎平、主筆は井上江花である。この二人については後述する。

『富山日報』の社長は田村惟昌であり、主筆は倉辻明義で

ある。社長の田村は、改進黨系で明治期から県会議員や衆議院議員を経験している人物である。

『北陸タイムス』の社長は田中清文であり、主筆は中院富有である。社長の田中は、自由党系であり、明治期に県会議員や副議長を務め、大正二（一九一三）年には政友会から当選、衆議院議員を経験している。大正七年六月には貴族院議員に当選し、大正十四年までの間務めている。

『北陸政報』の社長は自由党系の武部其文である。武部は県会議員や衆議院議員を経験している。主筆は、明治後期ころから北陸政報が経営難であったために常設が難しい状況であったと言われているが、一度辞任して県外の新聞社に勤めていたベテランの佐藤尚友を再び招いたとされている。

第三章 米騒動における『高岡新報』の報道 と主筆井上江花

高岡新報社は、明治二十五（一八九二）年に高岡市内の有力者により資本金一萬円で設立され、高岡財界の有力者を後ろ盾にした株式会社としての一面をもつ。

社長は木津太郎平（清太郎）（一八七五—一九五〇）である。父没後に太郎平を襲名している。木津家は、代々豪商として高岡で影響力をもった。木津もまた二十代で高岡貯金銀行取締役などを歴任し、高岡市実業界で活躍する。明治三十六（一九〇三）年に高岡新報社社長に就任し、約三十年間にわたって高岡新報社を主導した。彼が社長の間は、高岡新報社は経営や記事内容が充実しており、黄金時代であった。

また、明治四十（一九〇七）年から大正元（一九一二）年大正九年から大正十三年の二回にわたり高岡商工会議所会頭を務めた。大正元年の第十一回総選挙の際には、高岡の市政団体に立候補を要請され出馬し、三十七歳で政友会から当選、大正四年にも再選している。その後、大正九年に政界を引退し、高岡銀行取締役などに就任し、高岡市実業界で活躍する。昭和十三（一九三八）年には、高岡市長に就任し、昭和二十年まで市政に尽くした。

主筆は井上江花（本名井上忠雄）（一八七一—一九二七）である。金沢・片町出身。明治三十三（一九〇〇）年に知り合いの紹介で高岡新報社に入社、明治四十年に主筆に就任した。江花は社説のみならず、郷土史や考古学に関心をもち、

富山県内のばんどり騒動（明治二年の騒動）の調査記事、黒部峡谷のレポート、米騒動の記事など他分野にわたる記事を書いた。著作集「江花叢書」など多数の書物を残している。米騒動時の『高岡新報』や主筆井上江花の主な動きをまとめると以下の通りである。

八月二日号に米騒動に関する初めての記事が掲載され、以後連日報道される。『魚津フォーラム 米騒動を知る』では、『高岡来電』、『高岡電報』、『高岡電話』の形で、八月八日までの『大阪朝日新聞』、『大阪毎日新聞』など全国紙は『高岡新報』が情報源になっているとしている⁹⁾。

七月には『富山日報』、『北陸タイムス』が米騒動記事を報じていたものの、全国に伝えることがなかった。そのため、『高岡新報』は全国への情報提供の最前線となった。また、全紙とも二面で全国の米騒動を取り上げているものの、『高岡新報』は、二面だけではなく、三面でも大々的に全国の米騒動も取り上げている。県内の情報を積極的に全国へ提供するだけではなく、全国の情報も積極的に県内に報じている。

八月八日には、『高岡新報』八月七日号に対する発売発布禁止処分が富山県内務部より出される。これは滑川の米騒動

記事や社説が原因とされる。

以後、『高岡新報』では米騒動関連の社説が載らない。その理由としては、八月中頃に江花が札幌で開かれる全国記者大会の参加のため、札幌出張に出かけていたからである。江花は、九日に富山を出発し、二十六日帰県するまでの約二週間不在であった。その間の社説は、江花が書き溜めていた記事や北海道関係の記事を現地から送信している。

七月に『高岡新報』に米騒動関連記事が掲載されなかった理由として、『魚津フォーラム 米騒動を知る』では、七月は江花が六月下旬に調査した大境おおさかい洞窟調査に関する考古学記事に取り組み忙しかったこと、騒動の中心地である魚津には、『高岡新報』の支局がなく情報が入らなかったためではないかと述べている。¹⁰⁾

七月下旬の記事にも、発掘調査の記事が掲載されているため、江花が考古学の記事に取り組み忙しかったことは想像できる。ただし、江花以外の記者が米騒動記事を執筆することは可能であろう。一方、『高岡新報』には県内各地の情報を取り上げている「各地通信」という項目が存在する。しかし、そこには県西部の情報が中心であり、県東部の情報は入らな

かった可能性も考えられるだろう。だが、七月に『高岡新報』に米騒動関連記事が掲載されなかった理由には疑問が残る。

第四章 米騒動に関する記事内容の分析

では、各紙は米騒動をどのように扱ったのか。ここでは、各紙の記事内容から報道姿勢を考察する。そのために、各紙の米騒動記事について、「貧民の実態」、「政府・富山県当局」、「社説」、「語句」、「富豪・有力者・救済策」の五点から考察する。なお、米騒動に関する記事は、七月下旬から全国の米騒動が下火になる九月上旬までの記事を対象とする。

1 「貧民の実態」について

第一に、「貧民の実態」について考察する。騒動の主体となった貧民の生活難は想像に難くない。では、各紙は貧民をどのようにとらえているのだろうか。

『高岡新報』は、現地視察を行い、貧民の生活状況を記事にした。八月上旬には数回にわたり滑川に特派員を派遣し、大工や漁師など現地の人々の生活状態取材し、掲載してい

る。「高岡新報」の取材とその内容からは貧民には同情的であつたことが読み取れる。

『富山日報』は基本的に民衆の状況を理解した内容を掲載している。市民が他地域にならつて軽挙妄動を起さないよう警戒している警察に対して、「富山市民には御祭り騒ぎ的に軽挙妄動するものはあるまいが、實際生活難の壓迫に堪えられない細民も居るのだから」と貧民の生活難を理解している。¹¹⁾『北陸タイムス』も『富山日報』と同じく基本的に民衆の状況を理解した内容を掲載している。「兎に角生活難が彼程までに立ち至らしめるとは誠に希有の悲惨時と謂はねばならぬ」と貧民の生活難を認識している。¹²⁾

一方、『北陸政報』は、他紙よりは米騒動記事がやや少なく、「然し騒いで見た所で結局米價は下がるものではない此の上は命續く限り精根の盡くる限り稼ぐに如くはない」というように、騒動の主体となつた民衆を蔑む内容がみられる。¹³⁾

以上のことから、『高岡新報』・『富山日報』・『北陸タイムス』は貧民の生活難には同情的である一方、『北陸政報』には貧民の生活に対する理解が欠けているといえよう。

2 「政府・富山県当局」について

第二に、「政府・富山県当局」に関して考察する。政府・富山県当局を各紙はどのようにとらえたのだろうか。

まず、米騒動に対する富山県当局の対応を政府の対応を踏まえながら概観する。

当時の県知事は井上孝哉であつた。彼は、明治三十一（一八九八）年内務省に入り、土木監督官、熊本県参事官、滋賀県警察部長、内務書記官などの経歴を経て、明治四十一年四月佐賀県知事に就任した。しかし、わずか八ヵ月後に免官となり、東洋拓殖会社理事に転出した。その後大正六（一九一七）年、寺内正毅内閣の時に、朝鮮東洋拓殖会社理事から富山県知事として起用され、大正六年から大正八年四月までの二年四ヵ月在任している。在職期間中には、発電事業や治水など様々な事業の積極的な支援と指導にあたり、行政的手腕に優れ、大きな功績を残したと評価されている。¹⁴⁾

米騒動における富山県当局の対応として、八月六日、県内務部長は各郡当局に「秘八四〇号」通牒を發した。これは外米による救済を進める一方、警察による取り締まり強化を命ずるものであつた。この対応は各市町村当局が救済を進める

きつけかけにもなった。

一方、八月八日には『高岡新報』八月七日号に対する発売禁止処分を下した。それとともに警察による取り締まりを強化する。そして、八月十日付の通達で住民の集合運動に関する調査を各警察署長、郡長・市長に命じた。さらに、八月十二日には、県内の四紙に対して扇動的記事を掲載しないよう注意し、内容によっては記事の抹消を命じることもあった。

全国で米騒動が広がる中で、政府は米の廉売を進めるものの、八月十三日に穀物収用令を決定し、翌十四日には全国の新聞に対して米騒動記事の差し止めを行った。また、この間全国に天皇による御内帑金三百万円が下賜され、富山県へは約三万九千円が交付された。それが配当されると同時に県当局は各市町村に恩賜米廉売券として割り当てた。

このように、富山県は早くから米騒動への対応を行っていったものの、騒動の取り締まりという強硬策が多いようにみえる。

こうした富山県当局の対応に対して、四紙は以下のように報道している。

『高岡新報』は、江花が八月八日、九日の社説で県当局を批判している。

一方、『富山日報』は、八月中頃から、社説で政府・富山県当局を批判する社説や憲政会関係者による政府批判の談話を積極的に掲載している。この理由として、『富山日報』は憲政会の機関紙であり、当時の寺内内閣が藩閥内閣だったため内閣批判の急先鋒となっていた。さらに、米騒動に対する政治責任については内閣だけではなく、寺内内閣に好意的中立であった政友会も同罪としている¹⁵⁾。

『北陸タイムス』は、いくつかの批判記事を掲載しているが、社長田中が政友会に所属していたこともあってか、政友会に肩入れしている記事もある。

歴代内閣中随分民心を激動せしめ不祥事を惹起せしたのも多いが未だ曾て現内閣の如く民心を離反せしめ民怨の焼点となつたのではない。若し政友會が此最悪内閣の援助者たり與黨であつたとすれば又民怨の一半を引受けざるを得ない譯である。¹⁶⁾

『北陸政報』は、政府・県当局に対する批判記事はあるものの他紙よりは少なく、控えめである。例えば、政府への批

判もあるなかで、仲小路農相に対する同情もみられる¹⁷⁾。その理由として、政友会の機関紙としての性質が関係していると考えられる。

「政府・富山県当局」に関して、この四紙には共通点が見出された。それは、政府・富山県当局側による米騒動や民衆に批判的な話も掲載している点である。例えば、新聞では県当局による次のような記事が掲載されている。

併し實際生活難に迫られて騒ぐものはホンの僅かで大部分は不和雷同に過ぎぬ元来夏季の不漁は今年に始まつたことではない毎年夏季になれば不漁であることは判り切つたことであれば彼等は平常に於て此夏季不漁期の副業に心掛けて居らねばならぬ筈であるさすれば假令物価が向上して多少困るやうなことがあつても全く糊口に窮するやうなことはない筈である……縣当局の談¹⁸⁾

ここからは、県当局が生活難の貧民は「くわすかである。また、生活難であるとしても貧民の平常時の怠慢が原因であり、自業自得であるとする、冷淡な見方である」と解釈できる。このように、米騒動や民衆に批判的な内容であっても四紙とも県当局の見解をそのまま掲載している。

つまり、「高岡新報」・「富山日報」・「北陸タイムス」は行政を批判する内容を積極的に掲載している一方、「北陸政報」は行政の批判にはあまり積極的ではないといえる。

富山県当局は、米騒動の対応に早くから取り組み、先行研究では井上県知事の対応は評価されている。しかし、警察組織を用いた取り締まりで米騒動を拡大させないことを重視していた。これは井上県知事の警察組織での経験が反映されているのだろうか。

また、統制以外にも県当局は対応をとっているものの、それは恩賜米廉売券の仲介といった国からの政策を遂行しているにとどまっている。こうした対応は他府県などでも実施されており、富山県独自の政策とはいえない。

このように、富山県当局は、民衆の生活の安定を目指す政策よりも、米騒動を拡大させないことを重視した政策をとっているといえる。それゆえに、「高岡新報」・「富山日報」・「北陸タイムス」が積極的に批判するに至ったといえよう。

3 「社説」について

第三に、「社説」について考察する。社説では米騒動はど

のように報じられたのか。

『高岡新報』は、八月八日、九日の社説で米騒動を扱い、政府・県当局批判を行っている。

八月八日の社説では、県当局の一人が実際に生活難の者はわずかであり、毎年の不漁に備えておけさえすれば、たとえ物価が上がっても困ることがないはずだと述べたことを『高岡新報』は次のように批判した。「察するに當局者は斯かる不祥事の廢生を以て自己の職務上の失態視せられんことを忌み、故らに詭辯を弄したるには非ざるか。」として県当局の発言は責任逃れであると批判している。¹⁹⁾

八月九日の社説では、行政者・警察が騒擾罪として民衆を取り調べていることに対して、「行政者としては出来得る限り寛大の處置を取り、迅速に救済の方法を講じて力を慰安に致さざる可らざるは勿論である。」というように、行政者は力を刑罰に使うのではなく、民衆を救済するために使うべきと言及している。²⁰⁾ ここからは江花の、行政者のあるべき姿に対する見方が読み取れる。さらに、江花は、のちに社説で米騒動の拡大を如何に恐れていたか、自分の書いてきた社説で明白であると述べている。²¹⁾

八月中旬は江花が不在のため、米騒動に関係がない内容の社説のみであった。そして、江花が帰県後には穀物収用令などに対する政府・県当局批判を再び掲載している。

『富山日報』は、八月七日から社説で米騒動を扱い、八月中旬から下旬にかけて政府を激しく批判する社説を掲載している。そのなかには当時の寺内閣打倒にも言及していることもある。その一方で、社説の中では、民衆を支持する見方と騒動・民衆に批判的な見方が混在している。

富山縣が眞先に而も各地に貧民一揆を出したと云う事は縣の耻辱である。∴貧民の生活難は大いに同情すべく、政府の無能は飽まで追及すべきだが、併し貧民が騒擾を為すと云ふ事も慎しむべきことである。併しながら今日實際に於て貧民の生活難は言語に盡せぬ生活難というよりも寧ろ生活不能のものが多し。²²⁾

このように『富山日報』は貧民の生活難には同情しつつも、騒動行為自体は否定的にとらえていた。

『北陸タイムス』は、八月七日から社説で米騒動を扱い、八月中旬から下旬にかけて騒動や政府批判の社説を掲載している。その一方で、『富山日報』と同様に、社説の中では、

民衆を支持する見方と騒動・民衆に批判的な見方が混在している。

騒擾の動機が米價の暴騰に因る差迫つた生活難にあるとせば同情す可き餘地はあれど、夫にしても前後数年に渡つて每人に授けられた國民教育は決して公安や秩序を蹂躪する如き騒擾行為を容認するほどに緩慢なものではなかつた筈だ。⁽²³⁾

これは、『富山日報』と同様に、貧民の生活難には同情しつつも、騒動行為自体は否定的にとらえているといえる。

『北陸政報』は、八月下旬から米騒動に関する社説を掲載した。米騒動に関する社説の中では、政府に触れることはあるものの、控えめな論調で政府を批判している。

騒動事件の原因を以て漫りに米價問題のみ歸するは謬見の太甚しきもの也、勿論米價問題は其の一にして政府當局者の米價問題に對する調節政策緩急其の宜きを得ざるものありしは吾人之れを否認する能はずと雖も其の真因の在る所は此にあらずして彼に在り⁽²⁴⁾

つまり、米騒動の原因は政府・県当局の政策がよくないことも原因であるが、本当の原因は他にもあるとしており、政

府・県当局に全責任があるとは見なしていないといえる。

以上の四紙の「社説」のなかで、『高岡新報』が社説で政府・県当局批判を行っている。また、この四紙には以下のような共通点が見出された。

第一に、新聞紙によつては掲載されていない期間もあるものの、各紙とも八月中旬・下旬に米騒動に関する事柄を社説で扱っている点である。

第二に、政府または県当局の新聞紙への干渉に対する批判である。各紙とも県当局から度々出された米騒動記事差し止めや八月十四日の政府による米騒動記事差し止めを批判している。ここからは、記事の掲載数の差はあるものの、新聞紙への干渉という事実と言及しているという点において、四紙は新聞紙としての使命を認識しているといえよう。

また、八月十四日の政府による米騒動記事差し止めを受けて、八月十七日には四社で記者大会を開催している。

言論壓迫の反対 本縣下新聞記者團の蹶起

富山縣に於ける北陸タイムス、北陸政論、高岡新報、富

山日報の記者は十七日午後一時富山ホテルに集會し這回

現内閣の下したる言論壓迫の非立憲を憤慨し左の如き決

議を発表せり

決議

現内閣の新聞紙取締は自家の無能を新聞紙に轉嫁し事實を隠蔽して國民を愚にし國民をして益々不安の状態に陥らしめたり吾人は一刻も早く斯る暴戾なる内閣の倒壊を期す²⁶

このように、米騒動記事差し止めを契機に県内四社は歩調を合わせて政府による言論弾圧に対抗したことが分かる。ここには、政府批判に消極的であった『北陸政報』も参加していた。また、県内四社が参加した新聞記者大会は大正二（一九一三）年九月にも開かれている。当時は富山県以外にも二十県あまりの記者が参加し、新聞紙法第九条改正と新聞電話の設定について話し合った。このことから記者大会は、新聞紙の存続に関する事柄の関心を持って開かれたといえる。そのため、どのような論調を取るかは関係ならず、以前から四社は新聞紙としての使命を認識していたといえよう。それゆえに、たとえ政府批判に消極的であった『北陸政報』でも新聞紙の存続に関することであれば、見過ごすことができなかったのではないか。

第三に、四紙が米騒動を社会問題として認識している点がある。米騒動は政治問題とは性格を異にする問題、社会上重視すべき問題としている。また、米騒動の起因は米価問題だけではなく、不公平な社会にもあると、社会政策の必要性を説いている。

4 「語句」について

第四に、「語句」に関して考察する。語句は各紙の姿勢を表現する重要なものであり、その内容が読み取れるといっても過言ではないだろう。「語句」に関して、四紙には大きな差異がなく、いくつ共通点が見出された。

第一に、女性が主体となっていた現場では「女一揆」、「女群」などの語句を用いて女性を強調している点である。単語によって女性が主体となっていることが伝わりインパクトが強い。多くの騒動現場では、証言などからも女性が多かったことは確かである。それを伝えるために「女一揆」、「女群」などの語句を用いたことは、人々に衝撃を与える際に効果的であったろう。

第二に、「米騒動」という表現はごくわずかにしか用いら

れていない点である。「騒動」という語句は使用されているものの、「米騒動」という語句はあまり使用されておらず、定着していないといえる。

現在、「米騒動」という語句は定着しているが、それを広めたのは、県外の新聞紙であった。『高岡新報』八月三日号の記事を転載した『大阪毎日新聞』八月四日号が全国で初めて「米騒動」という語句を使用した。米騒動は富山県から始まったが、それを「米騒動」として全国に、または後世に広めたのは富山県民ではなかったのである。

第三に、「騒擾」・「揆」・「暴動」など騒動を表す単語が混在している点である。そして、民衆に同情的・批判的な論説であつても「暴動」・「暴民」という語句が使用されている。これらの点から、意識して語句を使い分けているわけではないといえよう。

第四に、「特殊部落」という語句が使われている点である。記事内では、特殊部落民が押し寄せたという内容が取り上げられている。富山市での八月八日の騒動は、実際に特殊部落出身者によるものであった。

だが、新聞社が騒動の主体を特殊部落出身者と決めつけて

いるわけではない。こうした事実以外に特殊部落という語句は用いられていない。

5 「富豪・有力者・救済策」について

五点目として、「富豪・有力者・救済策」について考察する。富豪・有力者は米を独占する者として、米商は米価暴騰の原因を作り出す者として非難的になり、貧民に押しかけられることも多かったが、記事ではどのように扱われたのだろうか。そして、富豪・有力者との動きともかわる米騒動後の救済事業をどのように扱ったのか。

まず、八月上旬の米騒動の際には、『富山日報』・『北陸タイムス』では、騒動時に人々に押しかけられた地域の富豪・有力者・米商などの心情を「人心恟々」と掲載している。²⁶⁾

『高岡新報』ではそのような記述は見られない。それとは反対に、八月五日の記事では富豪の妻の冷淡さについて記載している。八月四日夜新上町（水橋地域）において、女軍は同町に住む富豪高松長太郎宅へ白米約千俵を所有するとして、押し寄せ「他へ米を売るな」と要求した。これに対し、高松長太郎の妻は「商売だから売るも売らぬも勝手だ」と言い放

ち、口論になったと記事にしている。²⁷⁾

当初、富豪・有力者に対する各紙の見解は多様である。

『高岡新報』のように彼らに対してマイナスイメージを持つ新聞もあった。それは彼らには救済があまり見られなかったからであろう。しかし、徐々に富豪の中には米騒動に対応しようとする姿勢も見られるようになった。

此一隊は櫻木町なる富豪蓮沼安太郎氏の邸宅を訪ひ若主人に面會して愁訴したる由なるも若主人は父と相談の上何とか出来るだけ救済の道を講ずべしと慰撫したれば彼等は大いに満足し叩頭百拜して引上げたりと云ふ²⁸⁾

実際に富山市の富豪蓮沼安太郎は八月十日に金五千円を貧民に提供している。この蓮沼の動きは、『富山日報』・『北陸タイムス』・『北陸政報』の三紙で取り上げられている。一方、八月十一日の『北陸タイムス』では次のように成金に対して批判している。

成金連では空吹く風と今日は避暑明日は温泉と浮世離れた豪遊振り而し中には慈悲深いお方もあつてソロク持米を安賣するやうになり或は施米に或は金員の寄附と殊勝な行動に出るものも尠なくはない²⁹⁾

また、江花も八月九日の社説で、「贅澤に飽ける成金の徒は、此機會に於て一齋に其の財布の口を切れ。」と成金を激しく批判している。³⁰⁾

それに対して、『富山日報』・『北陸タイムス』・『北陸政報』の三紙も、成金による貧富の差が存在していることを指摘している。これらは、成金を激しく非難することで社会を変えろというよりも社会制度として変えることを主張し、その中で、善後策を考えていかなければならないとしている。

例えば、『北陸タイムス』は社説で次のように述べている。
又大資金が大利を収める資本制度は僥倖の機會を巧に擴大した成金を愈暴富を遂げしめ政商は當路に媚び頻々僥倖を貪り相跳梁して上流を作つてゐる。不満足の大多數者が其周圍に猜妬と羨望の眼を時に炸發せんとするは或は免れ難き世態ではないか故に善後策は刑罰以外に必ず内治の大振興を要する。³¹⁾

『北陸政報』では次のように述べている。
今回の騒動事件が「獨力」一單純なる米價問題に原因するのみにやあらずして社會の内部に伏在せる不平就中富豪者成金者流に對する不平に原因するや此の如し故に今

日に當り騒動問題に對する善後策を講ぜむと欲せば獨り米價問題の調節策のみを以て足れりとせず更に社會政策に遡りて慎重なる考慮を費さざる可からず政府自ら進みて國家社會政策を實行するにあらざれば根本的善後の目的を達する能はざれば也³²⁾

ここから、成金などの富裕者は貧富の差を生み、疎まれる存在であつたといえる。また、八月月上旬には富山県全体で救済行動に出ない者も多かつたことが分かる。

しかし、八月中旬頃からは、富豪や有力者が次々と寄付金を提供し始めるようになり、その行為を「救済策」として各紙が報じている。富豪の動きに対して、『北陸タイムス』は知名の富豪が貧民に押しかけられたことを受けて自分達への被害の波及を恐れて動き出したものも多い模様だとしている³³⁾。

こつした「救済策」については、各紙とも「各地の救済」などの項目で各地域における救済事業を記事に掲載している。そして、県内で米騒動が下火になる頃には、米騒動記事よりもむしろ救済策に関する記事の方が上回っている。

米騒動時、全国に天皇による御内帑金三百万円が下賜され、富山県へは約三万九千円が交付された。それを各市町村に恩

賜米廉売券として割り当てた。これが県内での救済策の基本となつたが、その他にも各地域で様々な救済策がとられている。救済策は、主に地域の有力者や富豪からの寄付金、米や外米をはじめとした穀物の廉売などである。

例えば、富山市では、この恩賜米廉売券の他に富豪からの資金をもとに、米一升に付五錢値引という米の廉売券を配付していた。こつした救済策は、米騒動発生地では騒動から数日後には行われている。しかし、米騒動が起きなかつた県西部などの地域でも早くから米の廉売などの救済事業が行われた。救済事業は米騒動が起きていた地域では対応策として必然的に行われるとともに、米騒動が起きていない地域でも米騒動を未然に防ぐために行われた。

江花も有力者による救済事業については八月九日の社説で、「兩水橋、滑川、魚津等の各町の有志の寄附金に依りて急遽窮民の救済を履行し、隣保相助くるの實を示し得たることは好個の先例を作せたるものと謂はねばならぬ。」と称賛し、先例とするべきだとしている³⁴⁾。

また、救済策が行われる中で、『富山日報』・『北陸タイムス』は救助を慎重に行つべきであるとも論じている。

今日白米の廉賣其他の方法に依り生活の餘裕あるも貨錢の引下げをば為さんとはせずして依然高貨錢を貪り居れり、此間の事情甚だ不自然なるは徹底せる救済方法を講ぜざる為めにして、一方に困憊の極に陥りあるものには何等救済出来ずして救済の要無きものに救済を為すが如き變態とはなりたる也³⁵⁾

その上で「救済の頻行は只民衆の怠惰心を剛致する計りだ。」として³⁶⁾。ここからは民衆に対して冷淡であるともとらえられる。

一方、各紙とも救済と並行して民心を安定させることを優先するべきだとしている。

民衆が騒擾を起したのは米高のみに絶望的の憤怒を横噴したのではない、寧ろ實際は對政府的反感を經とし對富階級の奢侈や其他不公平な社會状態に睡皆の憤怒を發する機會としたのである。故に善後の計は米の施與を廉賣よりも民心の宥和を計るが急である³⁷⁾。

確かに救済は必要である。しかし、当たり障りなく救済をしていれば本当に救済が必要な貧民へ行き届かないおそれは十分に考えられるだろう。また、救済に頼りすぎてしまえば、

救済すなわち行政側の支援なしでは生活できなくなってしまうだろう。そうすれば、民衆の社会上・政治上の参加は難しくなることも考えられる。

一方、各紙は民心を安心させるべきだとしている。その点から、新聞社の考え方が揺れ動いているといえよう。

さらに、『高岡新報』は富豪と救済について、成金たちを批判し、救済事業への参加を要請している。

これに対して、他の三紙は、社会の不公平は成金たちの影響もあるとしつつも、それよりも行政側から社会制度を変えていくことを論じている。全ての民衆が主体となる社会を目指すにあたっては、民衆だけの力だけでは不十分である。それを進めるにあたっての行政側の役割は大きいことは確かである。そのため、よりよい社会をつくっていくために行政側の役割を改めて説いているのではないか。

以上の四つのキーワードからみた記事内容からは、四紙の論調は多様だが、各紙がそれぞれ米騒動を取り上げているということが分かる。そのなかでも、民衆側に立った報道という点においては、『高岡新報』が積極的であった。一方、残りの三紙では民衆とその行動に対して冷淡ととれる論説も存

在する。しかし、『北陸政報』は成金を批判して社会政策の実行を主張し、『北陸タイムス』は資本主義の見直しを主張している⁽³⁸⁾。また、『富山日報』は、民衆を取り巻く労働賃金の不平等を見直すことを主張している⁽³⁹⁾。このように、三紙が社会政策にふれているという点では、先行研究が論じているように単に冷淡であるとは必ずしもいえないと評価できよう。

第五章 『高岡新報』の報道姿勢

1 『高岡新報』の報道とその背景

本節では、米騒動における『高岡新報』の積極的な報道姿勢の背景を考察する。

第一に、明治二十三（一八九〇）年の米騒動と関係があると考えられる。高岡では明治二十三年に激しい米騒動が起こった。大川啓によると、高岡新報社長木津太郎平の祖父で富豪として有名な木津太郎平は、明治二十三年の米騒動に際して対応を迫られた。彼は米騒動時、米の寄付などの対策を行うものの、非難の対象になることもあったため、その後、木津家は積極的に市政に関わるようになった⁽⁴¹⁾。

そのこともあってか、大正七年の米騒動時に高岡では激しい動きは見られていない。しかし、高岡では早くから救済事業が実施され、木津太郎平や当時の取締役四津谷貞次郎も関与している。高岡の救済事業は、この他に困窮者一人につき一日五銭を現金で支給するものであった。こうした救済事業は、大正元（一九一）年の米価騰貴の際の事業と関係している。当時、貧民の生活難に同情した有力者四津谷貞次郎が義捐金を募り、廉価な米を供給した。その残金を四津谷貞次郎、木津太郎平、鳥山敬二郎の三氏で保管しており、それを今回の救済事業として用いたとしている⁽⁴²⁾。

このように、高岡では過去の歴史的経験を踏まえているといえるだろう。そして、その地の有力者である木津をはじめとする高岡新報社幹部も過去の記憶を深く認識していたと考えられる。そのため、米騒動が起こっていないにもかかわらず、早くから救済事業に関わることで、大川氏も指摘しているように⁽⁴³⁾、米騒動を未然に防ぎ、よりよい市政を運営しようとしたといえるのではないか。

そして、木津は有力者である自らが救済事業に関わり、救済事業の記事を掲載させることで、よりよい社会に向けて有

力者たちを促したのかもしれない。このことが、「高岡新報」における米騒動報道の意義といえるのではないか。

第二に、高岡新報社が、特に主筆の江花が、真実を真実として報道するという新聞紙の使命を認識していたからではないかと考える。江花は社説で、「苟くも新聞紙の職分が社會の明鏡たるに在る以上は我等は飽までも事實を事實として報導せなければならぬ、況んや此の如き社會上最も重視すべき事件の突廢に於てをや。」と述べている。⁴⁴⁾

江花のような新聞紙の使命を重視する姿勢は、八月十七日の記者大会のように各紙とも共通しているといえる。特に、江花は強く新聞紙の使命を受け止めていたといえよう。

第三に、江花の米騒動に対する見方が関係していると考えらる。

まず、米騒動について江花は、次のように述べている。

「過去の一揆的騷擾の」暴動原因なるものは概して飢饉凶作に廢せざること無きに、今回東西兩水橋町及び滑川町等に勃廢せるものは其の事情を異にし、數年来打續く豊作の後を承け、本年の作況も亦悪しからざるのみならず、事業界の勃興に伴ひ幾多の成金を簇生し、社會の半

「面力」には黄金の波を漂はしつゝあることである。⁴⁵⁾

このように、江花は今回の米騒動について、過去の米騒動とは異なる性質ととらえており、今回の米騒動に対して、凶作はもちろん、成金たちによる影響も大きいとしている。

そして、江花が札幌出張の際、列車の中で出会ったある富山県出身者は、今回の米騒動は「富山縣の恥辱である。富山縣民の意気地無きことを天下に公表するものである。」と述べた。これに対して、江花は、次のように述べている。

然し乍ら私の決して夫れを恥辱と感ぜざりし所以のものは、我が社會全般に生活難の恐るべき壓迫が加はりつゝあること確認したからである。現に全國の騷擾は夫れを明かに証明せると共に、富山縣民を意苦地無しと思ふ者は一人も無くなつたではないか。⁴⁶⁾

他の新聞紙では、騒動という行為に対して否定的な意見もある中、江花は騒動行為を生活難の圧迫に立ち向かう行為であると、肯定的にとらえている。

これらのことから、江花は時事に対して鋭い洞察力をもつてとらえていたといえよう。

第四に、夕刊紙としての利点、当日午前中のニュースを当

日の夕方に掲載することが可能であることが関係しているといえよう。

富山県における米騒動は、午後八時ごろに集合し、深夜をまわり午前二時ごろ、または明け方に解散することが一般的である。朝刊紙であると、午前の騒動は、記事の締め切りに間に合わず掲載できないこともある。しかし、夕刊紙であれば午前の騒動は朝刊紙よりも早く掲載することが可能である。したがって、夕刊紙であることで他紙とは異なり迅速な報道を行うことが可能であった。

2 井上江花と警察の評価

『高岡新報』が積極的な報道を行う一方で、江花は斎藤行三県警察部長から名指しで批判を受ける。斎藤県警察部長は、「所謂越中女一揆ト新聞トノ関係ニ就テ」という文書を記し、新聞社など各方面に配布した。これは、次のように、米騒動を全国に流したのは新聞社特に江花の責任であり、江花は危険思想の持ち主だとするものであった。

水橋滑川ノ哀願運動（八月四日ヨリノ事柄）ヲ他府県ニ
対シ極力報道シタル高岡電話（又高岡雷電）ナルモノ、

正体八何レニアリヤ八月二十日発行ノ高岡新報（越中窮民ノ為サシメタル記者大会ノ決議）ナル記事ノ証明スル
通り此ノ正体八区々タル高岡新報社内ノ各通信員に非ズ
シテ井上主筆其ノ人ナルコト八何人モ首肯スル処ナルベ
シ然ラバズナワチ石川オヨビ大阪地方へ誇張的カツ煽動
的通信ノ全責任は同主筆ニオイテ之ヲ負フベキモノト信
ズ⁴⁷

ここでは、斎藤県警察部長は県外へ米騒動記事を報道したのは江花であり、江花はその全責任をとるべきであると主張している。

これに対して、江花は、八月三十、三十一、九月二日の三回にわたって社説で反論している。

全然與かり知らざる他社の通信にまでも全責任を負ふべしなど云へる途方もなき宣言を下されしのみならず、（縣外新聞所載記事の全責任は縣外新聞各自之れを負う位のことは三尺の童子も尚且之を知つて居る）後文に於て私の讒誣中傷に力められしには呆れ返らざるを得ない。⁴⁸
江花は、県外新聞記事内容の責任を押しつけるのはあきれるというように述べている。

また、警察文書では、高岡新報社自体が危険思想であると
している。

高岡新報八本件二接シテ亢奮熱狂シタリケン他新聞ヨリ
八後レテ八月四日ニ至リ俄然猛烈ナル態度ヲ示シ自社ハ
勿論石川大阪等ノ方面ヘマデ頗ル過激ナル句調ヲ以テ誇
張的且煽動的報導ヲ為スニ努力シ以テ自ラ快ナリトシ又
官憲ノ注意警告ヲ蔑視シ得タリト為スヲ得意トスル風ア
リシヲ認ム⁽⁴⁹⁾

これに対して、江花は次のように述べている。

驚き入つたる臆測にて、高岡新報社を恰も社會主義の巢
窟でもあるかの如く世人に誤信せしむるの危険を敢「て
力」するものと謂はねばならぬが、斯うした臆測と誣妄
を平氣にて公表する齋藤警察部長こそ恐らく「亢奮熱狂」
の爲であらうと推察するより外はないのである。⁽⁵⁰⁾

さらに、警察文書では、県内四紙それぞれに対する評価を
付けている。⁽⁵¹⁾『高岡新報』は先に記載したように、官憲の注
意も蔑視し「亢奮熱狂」して報道しているとし、これと同じ
く、『北陸タイムス』も官憲の注意に拮抗し舞文曲筆してい
るとしている。一方、『北陸政報』は官憲の注意を受け入れ

ており、『富山日報』は概ね筆を慎み、官憲の注意の有無に
かかわらず無益有害の報道を避けているとみている。警察の
評価はあくまで主観であるが、やはり『高岡新報』に対して
は厳しい評価であった。そして、県内の報道全体を考えると、
大正元年の米騒動における報道姿勢は訓導慰撫的であったが、
今回は煽動挑発的であるとしている。⁽⁵²⁾警察から見ても、新聞
報道の影響力が大きくなったことをあらわしているといえる。
このように、警察組織から警戒されるほど高岡新報及び主
筆の江花の存在は大きかったことがわかる。しかし、江花は
批判にも屈することなく、言論で立ち向かうという新聞記者
らしいやり方で社会を先導していったといえよう。

おわりに

大正七年七月下旬から八月下旬にかけて、富山県内の新聞
四紙は社説も含めて独自に米騒動を取り上げた。その報道に
は、各新聞の特色や政治的背景が関係している。そして、各
紙の米騒動と民衆のとらえ方が異なっており、民衆を支持す
る論調と蔑む論調が存在した。特に、『高岡新報』は民衆とそ

の騒動行為に同情的である一方、『北陸政報』は民衆には厳しい目を向けていることが多い。また、基本的に民衆に寄り添った報道をしている『富山日報』・『北陸タイムス』にも騒動行為や民衆に批判的な文言も見られる。それゆえに、各紙の論調から一概に報道姿勢を断定できるわけではない。

県内四紙の中でも『高岡新報』は米騒動記事を大々的に取り上げ、民衆側に立った報道を行ったという点においては、米騒動の報道に積極的であったといえる。そして、『高岡新報』が積極的な理由には、新聞社の特色や幹部（社長木津太郎平、主筆井上江花）の動向・報道姿勢が関係していると考えられる。特に、井上江花は、新聞記者という立場から真剣に米騒動と社会をとらえ、社会を先導していった人物の一人であった。

そして、キーワードごとに見た各紙の主張は多様だが、ここには各紙の思いが込められていた。例えば、各紙とも行政当局を批判しているなかで社会政策の必要性を説いており、今後の社会の在り方について考えていたことがわかる。

一方、『高岡新報』の井上江花は、民衆側に立ちながら重金批判と社会政策の実行を強く主張している。そして、残り

の三紙も民衆と救済に対して冷淡ととれる論説も存在するが、三紙が社会政策にふれているという点においては、先行研究が論じてるように冷淡であるとは必ずしも言い切れない。

富山県における米騒動は、「非日常」的世界を作り出した。しかし、それは「日常」を完全に打ち壊すものではなく、「非日常」を通じて「日常」をよりよくしようとするものであったのではないか。そして、それを支えたのが県内の新聞報道であったといえる。

『高岡新報』は四紙の中でも民衆に寄り添った報道をしていた。現状をとらえ民衆に寄り添った報道を行うことは重要である。しかし、民衆に寄り添い、騒動を報じ続けるだけでは、「非日常」のままとどまり、「日常」は何も変わらない。時には「日常」を修正する必要もでてくるだろう。その役割を果たしたのも新聞報道であったのではないか。『高岡新報』以外の紙面にみられた騒動行為に否定的な文言や各紙の救済事業や社会政策に関する記事は、これ以上「非日常」に向かわせないように牽制し、よりよい「日常」、それを含めたよりよい社会へ向かわせるものであったのではないか。

『高岡新報』は、歴史的な経験を踏まえたうえで現在の社

会をとらえ、確固たる信念を持つて社会を先導していた。一方、他の三紙も社会制度の変革を訴えている一面はあるものの、社会の現状維持を願う一面が見え隠れしている。これらは「日常」と「非日常」との間で揺れ動いており、社会の在り方を模索したといえるだろう。その意味で、早くから確固たる信念を持つて社会を考え、言論を用いて立ち向かった『高岡新報』と井上江花は富山という地域社会の先導者であったといえよう。

注釈

- (1) 井上清・渡辺徹編『米騒動の研究』一(有斐閣、一九五九年)。
- (2) 北日本新聞百年史編さん委員会『富山県民とともに 北日本新聞百年史』(北日本新聞社、一九八四年)。
- (3) 藤野裕子『都市と暴動の民衆史 東京・一九〇五 一九二三』(有志舎、二〇一五年)。
- (4) 金沢敏子・向井嘉之・阿部不二子・瀬谷實『米騒動とジャーナリズム 大正の米騒動から百年』(梧桐書院、二〇一六年)。
- (5) 『富山日報』大正七年八月九日号雑報。
- (6) 前掲『米騒動の研究』一。
- (7) 前掲『富山県民とともに 北日本新聞百年史』。

- (8) 同右。
- (9) NPO法人米蔵の会『魚津フォーラム 米騒動を知る』(桂書房、二〇一三年)。
- (10) 同右。
- (11) 『富山日報』大正七年八月九日号雑報。
- (12) 『北陸タイムス』大正七年八月十一日号雑報。
- (13) 『北陸政報』大正七年八月十日号雑報。
- (14) 『富山県政史 第五卷(甲)』(富山県、一九四四年)。
- (15) 『富山日報』大正七年八月二十二日号社説。
- (16) 『北陸タイムス』大正七年八月十八日号社説。
- (17) 『北陸政報』大正七年八月二十二日号雑報。
- (18) 『北陸政報』大正七年八月七日号雑報。
- (19) 『高岡新報』大正七年八月八日号社説。
- (20) 『高岡新報』大正七年八月九日号社説。
- (21) 『高岡新報』大正七年九月二日号社説。
- (22) 『富山日報』大正七年八月十日号社説。
- (23) 『北陸タイムス』大正七年八月二十二日号社説。
- (24) 『北陸政報』大正七年八月二十二日号社説。
- (25) 『富山日報』大正七年八月十八日号雑報。
- (26) 『北陸タイムス』大正七年八月八日号雑報。
- (27) 『高岡新報』大正七年八月五日号雑報。
- (28) 『北陸タイムス』大正七年八月九日号雑報。
- (29) 『北陸タイムス』大正七年八月十一日号雑報。
- (30) 『高岡新報』大正七年八月九日号社説。

- (31) 『北陸タイムス』 大正七年八月十五日号社説
- (32) 『北陸政報』 大正七年八月二十六日号社説。
- (33) 『北陸タイムス』 大正七年八月十九日号社説。
- (34) 『高岡新報』 大正七年八月九日号社説。
- (35) 『北陸タイムス』 大正七年八月二十二日号社説。
- (36) 『北陸タイムス』 大正七年八月十九日号説。
- (37) 『北陸タイムス』 大正七年八月十九日号社説。
- (38) 『北陸政報』 大正七年八月二十六日号社説。
- (39) 『北陸タイムス』 大正七年八月十五日号社説。
- (40) 『富山日報』 大正七年八月十日号社説。
- (41) 大川啓 『民衆と近代社会 一八九〇年の高岡市周辺地域における米騒動を中心に』 (『日本史研究』 六九〇号、二〇一〇年)。
- (42) 『高岡新報』 大正七年八月十三日号雜報。
- (43) 前掲大川 『民衆と近代社会』、一六八項。
- (44) 『高岡新報』 大正七年八月九日号社説。
- (45) 『高岡新報』 大正七年八月七日号社説。
- (46) 『高岡新報』 大正七年八月二十日号社説。
- (47) 『富山県史』 史料編 近代下 (富山県 一九八二年)。
- (48) 『高岡新報』 大正七年八月三十一日号社説。
- (49) 前掲 『富山県史』 史料編 近代下。
- (50) 『高岡新報』 大正七年八月三十日号社説。
- (51) 前掲 『富山県史』 史料編 近代下。
- (52) 前掲 『富山県史』 史料編 近代下。

凡例

- ・引用文は原文のままとしたが、難読と思われる表記については原文の一部を改変して記した。
- ・引用文中の「」は引用者よる補足である。

富山県

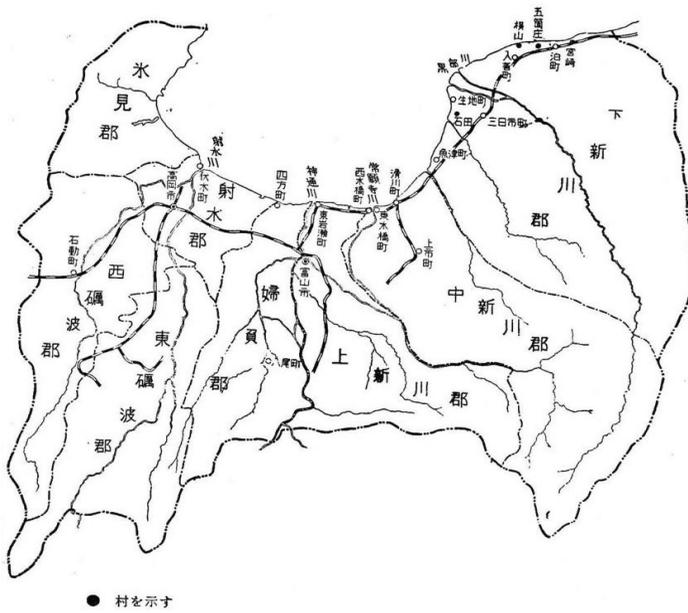


図1 富山県地図

井上清・渡辺徹編『米騒動の研究』一(有斐閣、一九五九年)一四八項

図2 富山県内の新聞社

新聞種類	所在地	創刊年	政党性と経緯	地域色	県内支局
高岡新報	高岡市	明治25年創刊	中立紙とされるが、政友会色もみられることもあったとされる。	高岡、砺波などの県西部で購読数が多い。	富山、氷見
富山日報	富山市総曲輪	明治17年に『中越新聞』として創刊(県紙第一号)	改進黨系(当時は憲政会)	富山での購読数が圧倒的に多い。	高岡、出町、魚津
北陸タイムス	富山市総曲輪	明治41年創刊	中立 創刊当初から「政党とは無関係の一紙」と言い続けていたが、社長田中清文が自由党系だったため、論調は自由党系を評価することも多かった。	4紙の中で一番普及、県内全体に普及している。中でも新川郡での購読数が多い。	富山、高岡、砺波、魚津
北陸政報	富山市総曲輪	明治22年に『北陸公論』として発行。以後改題を続けて存在。	自由党系(当時は政友会)	富山での購読数が圧倒的に多い。	
朝刊	富山市総曲輪	明治21年『中越新聞』、『富山日報』へ改題			
朝刊	富山市総曲輪	明治22年に『北陸公論』として発行。以後改題を続けて存在。			

出典：北日本新聞百年史編さん委員会『富山県民とともに』

北日本新聞百年史(北日本新聞社、一九八四年)をもとに作成